

未来と絶景を巡る、空の旅へ！
紋別商工会議所 × (株)紋別観光振興公社の初の特別企画

オホーツク紋別空港発着・添乗員同行
募集締め切り 2025年8月20日(水)

このツアーは「オホーツク紋別空港利用促進事業」
の補助金の交付を受けています。

～大阪・関西万博 × 天橋立 × 伊根の舟屋～ 3泊4日

2025年9月29日(月) 出発

旅行代金(税込)
(3名1室利用の場合/お一人様)

140,000円

募集人数:35名様 (最少催行人数:20名)

※ 画像はイメージです。

◀ 2名1室利用の場合 追加代金 5,000円 / 1名1室利用の場合 追加代金 20,000円 ▶

- 旅行代金に含まれるもの: 往復団体包括航空券、宿泊代3泊分、食事代(朝3、昼1、夕2)、貸切バス代、入園料
- 募集人数: 35名様(最少催行人数 20名様) ■ 募集締め切り: 2025年8月20日(水)
- 貸切バス運行会社: 日本交通バス 大型バス1台(10/1のみガイド有)

市民旅行
補助申請
対象商品

旅行終了後に市民旅行補助の
申請手続きができます。

★1万円助成⇒紋別・遠軽・湧別・佐呂間・滝上・興部にお住まいの方

★2万円助成⇒雄武・西興部にお住まいの方

※欠航などで紋別空港発着が出来なかった場合は助成対象外となりますので予めご了承下さい。

行程表(予定)		食事	宿泊
9月29日(月)	紋別空港集合 11:50 紋別空港 ⇒ 羽田空港 ⇒ 伊丹空港 ⇒ ホテル	夕食:ホテル	プラザオーサカ 洋室
9月30日(火)	ホテル ⇒ 大阪・関西万博会場 ⇒ ホテル	朝食:ホテル 昼食:各自 夕食:各自	プラザオーサカ 洋室
10月1日(水)	ホテル ⇒ 天橋立ビューランド ⇒ 橋立大丸 ⇒ 伊根の舟屋/遊覧船 ⇒ スカイビル ⇒ ホテル	朝食:ホテル 昼食:レストラン 夕食:レストラン	プラザオーサカ 洋室
10月2日(木)	ホテル ⇒ 伊丹空港 ⇒ 羽田空港 ⇒ 紋別空港着12:30頃 随時解散	朝食:お弁当	



大阪・関西万博



天橋立



梅田スカイビル



伊根の舟屋

◀ お問合せ・お申し込み ▶

観光庁長官登録旅行業 第2070号
ANA 紋別地区総代理店・セールスパートナー
〒094-0005 北海道紋別市幸町5丁目24-1

【旅行企画・募集・実施】

紋別観光振興公社旅行センター

TEL:0158-23-3100 FAX:0158-23-1660
e-mail:travel@mdccto.jp 【定休日】日曜・祝日
総合旅行業務取扱管理者 佐藤 和也

宿泊ホテルのご案内

ホテルプラザオーサカ

大阪府大阪市淀川区新北野1-9-15
TEL:06-6303-1000
十三駅より徒歩5分



※画像はすべてイメージです

お問い合わせ・お申込み先

株式会社紋別観光振興公社旅行センター

観光庁長官登録旅行業第2070号

〒094-0005 北海道紋別市幸町5丁目24-1

電話(0158)23-3100 FAX(0158)23-1660

ご旅行条件書(要約)詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(株)紋別振興公社(以下「当社」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は募集パンフレット(以下「契約書面」といいます)・本旅行条件書出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます)によりします。

2. 旅行契約のお申込み・ご予約

(1)当社は電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合契約はご予約の時点では成立しておらず当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込みの提出とお申込金のお支払または会員番号(クレジット番号)を通知していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

3. お支払い対象旅行代金

参加される満3歳以上のすべての方に当該旅行最近を適用します。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃(注釈の無い限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、空港施設利用料金(空港により必要な場合)。

5. 旅行代金に含まれないもの

(1)コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報、電話料金等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)、サービス税。

(2)ご希望のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金等。

6. 添乗員・旅程管理

(1)添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全の為添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

7. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数でのご参加で、一部の方がキャンセルの場合には、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

個人情報の取り扱いについて

当社及び募集パンフレットに記載の受託旅行業者(以下「取扱旅行会社」といいます)は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申しいたいた旅行において運送、宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

国内旅行に係る取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
	31日前迄	30~10日前迄	9~3日前迄			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

(2)オプションプランも上記取消料が別途適用になります。

(3)当社の定める申込期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。

8. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社の事故又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日から2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。

(2)手荷物について生じた前(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生日から15日以内に当社に対して通知があった時に限り、旅行者1人15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

(3)お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、③官公署の命令又は感染症による隔離、④自由行動中の事故、⑤食中毒、⑥盗難、⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞り時間の短縮。

9. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

10. 特別補償

(1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

11. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は2025年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は2025年7月1日現在の有効な運賃・料金・規程を基準として算出しています。

12. その他

(1)お客様のご都合による行程変更はできません。

(2)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。